

令和6年度

あなたの夢の実現に向けて

奨学金を希望する皆さんへ

静岡県育英会奨学金

応募のしおり

社会福祉法人 静岡県育英会

〒420-0856 静岡市葵区駿府町1番70号
静岡県総合社会福祉会館内 3階
電話 (054) 254-5239
FAX (054) 254-5239
E-mail ikuei22@po3.across.or.jp
URL <http://ikuei22.web.fc2.com>

* 社会福祉法人静岡県育英会（以下「本会」という。）は、1951年（昭和26年） *
* 日米講和条約が締結されたことを記念して、翌1952年（昭和27年）2月に設立 *
* された育英奨学機関です。 *
* 本会は、経済的理由により奨学金を必要とする人に学資を貸与しています。 *
* 奨学金は無利子ですが、卒業後に全額を返還することになります。この返還金 *
* は、後輩の奨学金として再び活用されますので、自分の将来設計に基づき、確実 *
* に返還できるような返還方法を考えた上で、申し込んでください。 *

1. 申込みの条件

本県内に居住する者の子弟であって、まじめに学業に励み、かつ健康で学資の支弁が困難と認められる者で次の基準に該当する者です。

① 成績基準（5段階評価）

中学校在学の場合 概ね2.5以上
高等学校等在学の場合 概ね2.2以上

② 経済基準

家族構成や特別な事情など考慮されますが、例として、4人世帯の場合で、主たる家計支持者の年間給与総収入が概ね800万円（給与収入以外の場合は、所得金額が337万円）以下の場合が対象となります。

※静岡県育英会奨学金は他の奨学金と重複して受けることを認めていません。
(給付型の奨学金を除く)

2. 奨学金の貸与対象学校及び貸与額

貸 与 対 象 学 校		貸 与 月 額
県内高等学校 (注) 全日制課程のみ	公立高等学校	17,000円
	私立高等学校	24,000円
漁業高等学園・浜松技術専門学校		17,000円
富士調理技術専門学校・富士宮高等専修学校 清水学院高等専修学校・駿河学院専門学校 静進情報高等専修学校・藤枝学院高等専修学校 島田実業高等専修学校・中遠調理師専門学校 テックインテックロジック専門学校・富士コンピュータ専門学校 (注) 3年制高等課程のみ		24,000円
農林環境専門職大学・農林環境専門職大学短期大学部		24,000円
工科短期大学校		24,000円
自宅外及び遠距離通学（公共交通機関を片道50キロメートル以上利用）の場合は希望により上記金額に 5,000円 を加算することができる。		

3. 募集の締切日

応募者 → 学校長 令和5年12月22日(金)

※ 現在在学中の学校へ願書を提出する最終日ですから、期日を過ぎることのないよう、注意してください。

4. 貸与期間及び交付

奨学金を貸与する期間は、当該学校に在学する最短修業年限です。

奨学金は、3か月分を次のとおり年4回、奨学生または連帯借用人（親権者または後見人）の預金口座へ送金します。

第1回－5月上旬、第2回－7月上旬、第3回－10月上旬、第4回－1月上旬

5. 申込みの手続き

出願者は、学校からアの願書の交付を受け、必要事項を正確に記入し、イ、ウ、エのものを添付して学校に提出してください。

提出書類	注意事項
<p>ア 静岡県育英会奨学生願書 (本会所定用紙)</p>	<p>願書記入上の注意をよく読み、正確に記入し、必ず本人と連帯借用人(親権者または後見人)及び連帯保証人が連署してください。また、修正液・修正テープ及び砂消ゴム等による訂正は認められません。記入内容を訂正する場合は、必ず訂正箇所を二重線で抹消し、その上から記入者の印を押印してください。</p> <p>なお、連帯保証人は、なるべく本県内に居住する65歳以下の4親等以内の親族で、独立の生計を営み将来奨学金の返還について責任を負うことのできる者でなければなりません。</p> <p><u>進学希望学校が複数(併願等)の場合は、願書をそれぞれ記入のうえ提出してください。その際、願書裏面の貸与希望内容が異なる場合がありますので、注意して記入してください。</u></p>
<p>イ 所得・課税証明書 (勤労所得のみの場合は源泉徴収票(写し)でも可)</p>	<p>連帯借用人(親権者または後見人)及び願書に記載した家族のうち、収入のある者全員並びに連帯保証人の所得・課税証明書または源泉徴収票(写し)を各1部ずつ提出してください。</p>
<p>ウ 印鑑登録証明書</p>	<p>願書に署名し、捺印した連帯借用人(親権者または後見人)及び連帯保証人の印鑑登録証明書を各1部ずつ提出してください。</p>
<p>エ その他必要な書類</p>	<p>本人または連帯借用人(親権者または後見人)、連帯保証人が外国籍の場合は永住権を所有していることが必要条件となるため、永住権を取得していることを証明する書類「在留カードの写しまたは住民票等」。</p> <p>家族に障害者がいる場合は、「障害者手帳の写し」。</p> <p>また、申請内容により、各種書類の提出を求める場合があります。</p>

※併願等の場合は願書(ア)は希望学校分を、添付書類(イ・ウ・エ)は各1部を提出してください。

6. 選考と内定

本会の選考委員会において審議の上、採否を内定し、その結果を2月下旬に各学校を通じて通知します。

なお、採用内定者には同時に、採用決定に必要な「**在学報告書**」の用紙を交付します。

7. 採用決定

採用内定者は、学校長の在学証明を受けた「**在学報告書**」を**提出期限《厳守》**までに、直接、本会まで提出してください。提出が確認されてから、本会奨学生として採用が決定されます。

「在学報告書」の提出がない場合は、奨学生を辞退したものと見なしますので、注意してください。

本会奨学生として採用決定した人には、学校を通じて、4月下旬に「奨学生採用通知書」を交付します。

8. 奨学金の返還

(1) 奨学金借用証書の提出

卒業若しくは修業の3か月前までに（中途退学及び借入中途辞退の場合はただちに）連帯借用人（親権者または後見人）及び連帯保証人の印鑑登録証明書を添付して、「奨学金借用証書」を学校を通じて提出してください。

(2) 返還の方法

学校卒業後（中途退学及び借入中途辞退後）、6か月の据え置き期間を経過してから、その全額を一括又は分割（月賦・半年賦・年賦）の方法で、原則として金融機関からの口座振替により返還することになります。

(3) 返還金額及び期間

ア 返還金額

貸与月額 17,000 円の場合は、月額あたり 8,500 円以上返還する。

貸与月額 24,000 円の場合は、月額あたり 12,000 円以上返還する。

（自宅外及び遠距離通学加算をした者は上記の金額に 2,500 円加算する。）

イ 返還期間

貸与年数の2倍の年数以内

9. 延滞利息

奨学金は無利子ですが、正当の事由がなくて奨学金の返還を遅延した時は、日歩2銭（年利7.3%）の延滞利息を徴収することになっています。

10. 奨学金の返還猶予

進学、疾病または特別の事由のため奨学金の返還が困難な時は、願い出によって一定の期間、その返還を猶予することができます。

11. 届 出

(1) 奨学生と連帯借用人（親権者または後見人）は、次のような場合、ただちに学校長を経て本会に届出てください。

① 休学、復学、転校または退学するとき。

② 本人、連帯借用人（親権者または後見人）及び連帯保証人の住所・氏名・電話番号等の変更があったとき。（届出がない場合は、確認のため、送金を一時保留する場合があります。）

③ 奨学金を中途辞退するとき。

(2) 奨学金返還中に、奨学生であった者、連帯借用人（親権者または後見人）及び連帯保証人に変更（転居・転職・死亡等）があった場合も、ただちに本会まで届出てください。

12. 緊急採用

新型コロナウイルス感染拡大等の影響により家計の状況が急変した在校生を対象に『緊急採用』を実施しています。詳しくは本会まで問合せしてください。